

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 男女参画子ども局・子ども未来課

法令名	佐賀県青少年健全育成条例	法令番号	昭和52年条例第24号		
手続名	古物商に対する営業の制限	根拠条項	第19条第2項		
処分基準	青少年から古物を買ひ受け、若しくは委託を受けて販売し、又は青少年と古物を交換した場合。				
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 子ども未来課	交付機関 子ども未来課	目次No.